

参考 2 : ホテルシップ運営の協議対象者資格要件

以下の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 外航クルーズ船を運航する船会社であること。
- (2) 日本国内の公共ふ頭に(1)の船会社が運航する外航クルーズ船に係留し、支障なく乗客の乗下船を行った実績を有すること。(ホテルシップを実施するクルーズ客船以外の船舶でも可)
- (3) 2019年及び2020年に東京港へ(1)の船会社が運航する外航クルーズ船を10回以上入港させる具体的な配船計画を有すること。(ホテルシップを実施するクルーズ客船以外の船舶でも可)
- (4) (1)の船会社が運航する外航クルーズ船のうち、総トン数2万トン以上かつ客室数180室以上で、東京ゲートブリッジを安全に通過できる外航クルーズ船をホテルシップとして用意できること。
- (5) 公募要項(※)に記載の運営条件に定める上下水設備設置等ができる資金体力があること。
- (6) ホテルシップの運営体制が定まっていること。
- (7) 公募要項(※)に定めるホテルシップ運営に関する運営条件等を遵守できること。

(※) 東京2020大会期間におけるホテルシップ運営の協議対象者公募要項：

港湾施設の使用許可条件のほか、適切にホテルシップ運営を実施していただくための運営条件等を定めており、協議対象者にはこの遵守を求めています。